

熊本県入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所	平成29年2月27日(月) 県庁本館5階審議会室	
出席委員氏名	秋野 裕子 (公財) 地方経済総合研究所 主任研究員) 井口 由美子 (熊本県行政書士会長) 大脇 成昭 (熊本大学法学部 准教授) 柿本 竜治 (熊本大学院自然科学研究科 教授) 渡辺 千賀恵 (東海大学 名誉教授)	
審議対象期間	平成28年10月1日 ~ 平成28年12月31日	
抽出案件	総件数 5件	(備考)
一般競争入札	件	
条件付一般競争入札	1件	
指名競争入札	3件	
随意契約	1件	
談合情報	件	
	意見・質問	回答
委員からの意見・質問、それに対する回答	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申の内容	なし	なし

意見・質問	回答
<p><b>1 会議の公開・非公開（一部）の決定</b></p> <p>○熊本県入札監視委員会運営要領により「委員会 は公開・非公開を決定するものとする」とあり、 平成25年度から審議の一部を公開している。今 回も議事の公開・非公開について、事務局から提 案がっている。</p> <p>「議事（3）抽出事案の審議のうち総合評価の判 定に係る審議部分と、「議事（4）委員間の意見 交換」を非公開とすることについて ○異議なし。</p> <p>○「「議事（3）抽出事案の審議のうち総合評価 の判定に係る審議部分と、「議事（4）委員間の 意見交換」については非公開と決定</p> <p><b>2 入札及び契約手続の運用状況の報告</b></p> <p><b>【H26～28年度第3四半期までの熊本県発 注工事の入札結果の推移（資料1）】</b></p> <p>○資料2の説明で、本庁、熊本土木事務所、阿蘇 地域振興局、上益城地域振興局で不調不落が増え ているという説明だった。資料1の地域振興局別 の資料により件数、金額とも増えたため不調不落 が発生したことが分かるが、阿蘇地域振興局だけ 件数、金額も低くなっている。これはなぜか。阿 蘇には特殊事情があるのか。</p> <p><b>【平成26～28年度の入札不調等の発生状況 について（資料2）】</b></p>	<p>（事務局の提案）</p> <p>○委員会でを行う審議のうち、公開できない部分に ついて事前に事務局で検討したので説明する。ま ず、「議事（3）抽出事案の指名理由及び経緯等 の審議」のうち「総合評価判定に使用している「総 合評価判定シート」については、「公にすること により当該法人等又は当該個人等の権利、競争上 の地位その他正当な利益を害するおそれ」に該当 するため、また、「議事（4）委員間の意見交換」 もついて、今後の意見書作成に向けて委員間の率 直な意見交換を行うものであり、審議会等の会議 の公開に関する指針第3公開の基準「公正又は円 滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成 できないと認められるとき」に該当し、非公開と 考えている。</p> <p>（報道関係者入室）</p> <p>（事務局）別添資料1～4を報告</p> <p>○確認して次回の委員会で報告する。（別紙のと おり）</p> <p>○資料2は、意見交換で詳細に説明する。</p>

意見・質問	回答
<p><b>【入札契約方式別発注契約工事一覧（資料3）】</b> ○特になし</p> <p><b>【指名停止等の運用状況一覧表（資料4）】</b> ○No.3は贈賄による指名停止だが、贈賄は刑事事件であるので、愛知県警に逮捕されたという情報が熊本県へ連絡があるのか。どのように情報を把握するのか。全ての事例を把握できているのか。</p> <p><b>3 抽出事案の指名理由及び経緯等の審議</b> <b>【審議対象工事の抽出について（資料5）】</b> ○抽出担当井口委員から説明</p> <p><b>【審議対象工事（資料6）</b> <b>（1）グランメッセ熊本28年地震災害恒久復旧（展示ホール）工事</b> ○業者選定の理由で「他の2者にはない」とあるが、（今回は単独随意契約だが）当初は見積候補者は3者だったのか。</p> <p>○施工記録、施工図面は県ではいつまで保存するのか。</p> <p>○結論的に業者選定は合理的であると理解できたが、契約金額が多額であることから当初建築に携わったということだけで復旧工事を請け負うということにいくつか疑問が残る。建物が特殊な構造物ということであったが、どの程度の特殊な構造物なのか。また、今回は災害による被害で通常の壊れ方とは違う壊れ方をしたから、建築した業者でないと修復できない特殊なものなのか。</p> <p>○特殊な建物が特殊な壊れ方をしていると理解しているか。</p> <p>○約12億円という見積はどのような手順で見積もったのか。</p>	<p>○指名停止の情報を把握するには、国からのメールによる情報、新聞等によるものがある。今回の場合は、国からのメールによる情報であった。全てではないかもしれないが、90%以上は把握している。国が指名停止を行った事例は全て把握している。</p> <p>○当初建物を施工したときは3者JVであった。この3者の代表者1者を今回の工事の相手方とした。2者とは当初のJVの構成員ではあったが、見積候補者ではない。</p> <p>○10年保存する。</p> <p>○図面の断面図のとおり上部構造は鉄骨、屋根形状構造も鉄骨で、こういう屋根構造の建物の事例は少ない。 地震により特殊な構造の鉄骨柱脚の約8割程度を補強する必要があり、通常の復旧工事とは異なる。</p> <p>○そのとおり。</p> <p>○通常の工事と同様に県の単価を使用している。また、見積りをとって設計額に反映させている。</p>

意見・質問	回答
<p>○清水建設から参考見積もりをとったのか。</p> <p>○参考見積を提出した業者への謝礼はあるか。ないなら協力損ではないか。こういうやり方が慣例となっていることを今後議論したい。(コメント)</p> <p>○専門工種等の見積等をもとに積算し、見積額を決定しているのなら他社との比較はなく、予定価格内なら落札者となるのか。</p> <p>○グランメッセの工事はまだ続いているのか。使用できない状態か。</p> <p><b>(2) 谷尾崎2期地区農道整備事業(基幹農道) 第14号工事</b></p> <p>○応札が期待できるという業者を選定したという説明だったが、結果的には10者中辞退が7者、棄権が1者であった。この理由はなにか。また、落札率が高い理由はなにか。</p> <p>○辞退と棄権の違いはなにか。</p> <p>○業者選定の説明では、履行場所(金峰山中腹)から本店等の所在地が半径5キロ圏内ということだったが、範囲が狭すぎないか。半径を広げたとしても結果的には同じだったか。</p>	<p>○清水建設からではなく専門工種業者から複数の見積りをとった。</p> <p>○見積に伴う費用は負担しないという条件で見積りを依頼しており謝礼はない。慣例的に発注者からみると営業活動の一環と考えている。建築では一般的に工事の前に設計業務があるが、設計業務の一つに積算業務がある。</p> <p>○単独随意契約のため比較はない。予定価格内ならば落札者となる。</p> <p>○本工事は続いている(平成29年6月まで)が、部分的に供用を開始している。</p> <p>○不調がこの時期に多く発生し、業者の手持ちが多く、技術者が不足したため辞退者が多かったと思われる。業者選定にあたっては同地区での施工実績と、別の一般競争入札に参加はしたものの落札者とならなかった業者は受注意欲が高いと考え選定したが、結果的に2者であった。また、2者中1者は、予定価格同額であり、競争が働かず高い落札率となったと考える。</p> <p>○辞退は辞退届が提出され意思表示があったものの、棄権は何の意思表示もなく応札しなかったものの。</p> <p>○要件に該当する者が13者だったため5キロ圏内とした。</p>

意見・質問	回答
<p><b>(3) 二級河川関川28年発生河川災害復旧工事</b>  ○落札率88.6%で、辞退者も1者。(2)の工事と対照的だがその要因は何か。</p> <p>○玉名の業者が他地域へ協力すれば辞退が減り、競争できるのではないか。</p> <p><b>(4) 熊本北高校球技コート災害復旧工事</b>  ○工事内容をみると①屋根テントの新設、②火災報知機の撤去・新設、③壁クラックの補修等の3つだが、工事費の内訳割合はどうなっているか。写真で見るとクラック部分の被害が大きいようだが。</p> <p>○台風と地震の両方の被害を受けたのか。</p> <p>○球技コートが2階にあるがこういう構造(屋根テント)は特殊なのか。どこの業者でも施工可能か。</p> <p><b>(5) 一級河川木山川28年河川災害復旧(その14)工事</b>  ○他工事を落札した業者は無効となったと説明だったが、他の工事とは何か。</p> <p>○(同じ技術者を配置することになった場合)業者から申し出るのか。</p> <p>○専任を要する主任技術者でも現場が近いなら兼任できるのでなかったか。</p> <p><b>総合評価判定シート</b>  ○企業力評価の「復興JVによる入札参加」とは何か。</p>	<p>○玉名管内は、地震等による被害が他地域と比べると少なく、土木一式工事でも不調は発生していないためと思われる。</p> <p>○不調不落対策として、指名競争入札において管内10者、管外から5者加えて15者としている。</p> <p>○被害の一番大きい屋根の新設が全体の約8割強となっている。1階部分を駐輪場として使用しているが、柱の下部にクラックは入ったが、構造体には被害がなかったため安価となった。</p> <p>○台風が平成27年、地震が今回平成28年4月によるもの。</p> <p>○簡易な構造であって、駐輪場の2階部分を有効活用している。テントは工場で製作して張るだけなので比較的簡易な工事である。</p> <p>○今回は復旧・復興工事であり、同日に16本の入札公告を行った。同じ技術者を配置する場合でも全ての入札に参加可能であり、公告において、上位金額の入札の落札予定者となった場合、下位の工事は無効となる旨の条件を付記した。</p> <p>○通常工事においては、上記のような条件は付しないため配置予定技術者については、業者側が管理し入札に参加することとなる。</p> <p>○共同企業体の工事では、建設業法において監理技術者を配置しなければならず監理技術者は兼任できない。</p> <p>○工事にJVで参加した場合は評価するもの。(JVの場合は5点、単体の場合は0点)</p>

意見・質問	回答
<p>○JVに加点する理由は何か。</p> <p>○制度は理解できた。今回なぜ単体で参加した業者がいるのだろうか。</p> <p>○JVを組まなくても技術者も十分確保できる業者が単体で参加しようとしたとき不公平ではないか。業界からの不満等はないのか。</p> <p><b>4 委員間の意見交換</b>  <b>【H29意見書作成スケジュール（案）について】</b>  ○来年度議論する意見も意見書に盛り込んでいきたいが、スケジュール的に厳しくなるかもしれない。</p> <p><b>【第2回熊本地震等復旧・復興工事連絡会議について】</b>  ○課題に対して県は臨機応変に対応しているようだ。</p> <p>○合冊と合併の違いは。</p> <p><b>5 次回の入札監視委員会について</b>  ○候補日は新年度になって調整</p>	<p>○今回の地震では技術者、労働者の不足が課題の一つとなっている。技術者を持つA1業者、労働者を持つA2業者の組み合わせることにより、施工力を強化し、復旧・復興工事を円滑に進めることを目的として、入札制度を改正し、復興JV制度を新たに設けた。この制度を推奨するためJVで参加した業者を評価するもの。</p> <p>○評価基準は公告時に事前公表しているため、知らずに参加したとは考えていない。今回、単体で参加した業者は、16本中下位の工事の落札者とはなった。</p> <p>○JVによる加点は震災特例の工事が対象であり、通常工事は対象外。業界からの要望に沿った形ではあり国の制度に準じた。</p> <p>○合冊とは、小規模の工事を複数まとめて入札を行い、設計高比率により契約額を按分しそれぞれ契約を行うもの。合併とは、予算が異なる工事をひとつの工事として入札を行うこと。最近では学校関係の建築工事において不調となった工事をまとめて入札を行った。</p>